六　［略］

七　拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

八　［略］

九　［略］

2　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

［3・4　略］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　［略］

2　［略］

［一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～六　略］

3　［略］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　［略］

［一　［略］

二　［略］

［号を削る。］

［三～五　略］

［2～4　略］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［略］

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

［号を削る。］

［号を削る。］

四　［略］

［号を削る。］

九　［同上］

十　禁錮以上の刑に処せられたとき又は法第九十七条第一項（令第四十八条第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に規定する懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分を受けたときは、その旨

十一　［同上］

十二　［同上］

2　［同上］

［一・二　同上］

三　前項第八号に規定する場合に該当するときは、同号に規定する年金証書等の写し

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

［3・4　同上］

（併給調整事由該当の届出等）

第百十七条の二　［同上］

2　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

［三～六　同上］

3　［同上］

（障害の程度が変わつたときの改定の請求等）

第百十七条の六　［同上］

一　［同上］

一の二　［同上］

二　退職当時の所属機関の名称

［三～五　同上］

［2～4　同上］

（公務遺族年金の決定の請求）

第百十八条　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四　［同上］

五　法第七十五条の四第一項第三号又は平成二十四年一元化法附則第三十七条の二第一項第三号に定める場合に該当するときは、その給付の名称、その支給を行う者の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

六　法第九十条第六項に定める場合に該当するときは、同条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書等の記号番号

七　［同上］

八　請求者が、組合員又は組合員であつた者の配偶者である場合において、同一の給付事由により国民年金法による遺族基礎年金の支給を受ける権利を有するときは、その旨